

山LP協第 8号  
令和6年4月8日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会  
会 長 床西 悟 (印略)

デジタル原則を踏まえた液石法の適用に係る解釈の  
明確化等について (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知が  
ありましたので、お知らせします。

#### ○概要

「往訪閲覧」について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の12  
第2項※に規定する記録・図面の閲覧について、閲覧の申し出及び閲覧をオン  
ライン上で行うことを基本とすることを推奨する。

※特定液化石油ガス設備工事事業者は、供給設備又は消費設備の所有者又は  
占有者から当該供給設備又は当該消費設備に係る前項に規定する記録又は配  
管図面を閲覧し、又は謄写したい旨の申し出があったときは、正当な理由がな  
ければ、これを拒んではならない。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局  
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366  
e-mail: info@y-lpgas.jp

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律  
の適用に係る解釈の明確化等について (お知らせ)

標記につきましては、デジタル技術の活用に関する考え方を明確化するものとして、  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の12第2項の「往  
訪閲覧」の項目の取扱いについて、下記のとおり整理されましたのでお知らせいたしま  
す。

なお、今までの解釈や運用を変更するものではありません。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれ  
ましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

#### 概要

「往訪閲覧」について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の12第2項<sup>※</sup>に規  
定する記録・図面の閲覧について、閲覧の申出及び閲覧をオンライン上で行うことを基  
本とすることを推奨する。

※ 特定液化石油ガス設備工事事業者は、供給設備又は消費設備の所有者又は占有者から当該供給設  
備又は当該消費設備に係る前項に規定する記録又は配管図面を閲覧し、又は謄写したい旨の申出が  
あつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(例) 供給設備の所有者から配管図面を閲覧したい申し出があつた際に、印刷物として  
提出するのではなく、WEB会議 (Zoom, Teams 等) で閲覧を行う。

#### 概要等掲載URL

【経済産業省】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/03/20240328\\_dejitarugensoku.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240328_dejitarugensoku.html)



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、國坂

## デジタル原則を踏まえた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用に係る解釈の明確化等について

制定 令和6年3月28日  
産業保安グループ ガス安全室

### デジタル原則を踏まえた当省所管法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年3月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の12第2項の「往訪閲覧」の項目の取扱いについて、下記のとおり整理しました。

#### <参考>デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

#### 記

##### （1）「往訪閲覧」について

別紙に掲げる記録・図面の閲覧について、閲覧の申出及び閲覧をオンライン上で行うことを基本とすることを推奨する。

別紙

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表  
 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係抜粋)

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、 見直しの要とせずともデジタル 原則適合性が確保されて いることを確認済	見直し完 了時期	工程表	見直しの 概要
別表1	304	液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適 正化に関する法律	経済産業省	第38条の12第2項	記録・図面の閲覧	往訪問覧	1-①	3-3	要	令和5年 度10月～ 3月	閲覧縦 覧一共通 3	告示、通 知・通達 等の発出 又は改正